

第56号議案

公の施設の指定管理者の指定について
(中間市市民会館)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設
中間市市民会館
中間市蓮花寺三丁目7番1号
- 2 指定管理者の所在地及び名称
中間市蓮花寺三丁目7番1号
公益財団法人中間市文化振興財団
理事長 木下 幸子
- 3 指定管理者の指定期間
令和6年4月1日から令和7年9月30日まで

令和5年11月28日提出

中間市長 福田 浩